

政令第 号

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、電気事業法の一部を改正する法律（令和八年法律第六十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年十二月二日（P）とする。

理由

電気事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。